

公益社団法人全国市有物件災害共済会役員の報酬等及び費用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定め、もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事 総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とし、週3日以上本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤の理事 常勤の理事以外の理事をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、日当（職務遂行に係る諸雑費を賄う類いのものをいう。）、宿泊料、手数料等実費弁償に係る経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事の報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤の理事に対しては、その職務執行の対価として報酬及び賞与を支給するものとし、本会が行う事業に関し学識経験のある者として選任された非常勤の理事（以下「学識経験者たる非常勤の理事」という。）に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤の理事の報酬は月額で支給し、常勤の理事の賞与は毎年6月及び12月に支給する。
- 3 学識経験者たる非常勤の理事の報酬は、理事会出席その他本会の職務に係る会議等への出席等（以下「理事会出席等」という。）の都度、日額による報酬を支払うことができる。

(理事の報酬等の額の決定)

第4条 理事の報酬等の額は、年間報酬等総額1,000万円の範囲内とする。

- 2 常勤の理事の年間報酬等の額は、常勤の理事一人当たり900万円を超えない範囲内で、理事会により定める。
- 3 第3条第2項に定める報酬の月額と賞与の額は、前項に定める理事会で定められた額を按分することとし、その割合は理事会で定める。
- 4 個々の学識経験者たる非常勤の理事の報酬の日額は、一人当たり3万円を超えない範囲内で、理事会により定める。

(監事の報酬の支給)

第5条 本会は、監事に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給するものとする。

- 2 監事の報酬は、月額で支給する。

(監事の報酬の額の決定)

第6条 監事の報酬の額は、年間報酬総額195万円の範囲内とし、個々の監事の年間報酬の額は、監事一人当たり65万円を超えない範囲内で、監事の協議により定める。

2 第5条第2項に定める報酬の月額は、前項に定める監事の協議で定められた額を12で除した額を按分することとする。

(退職慰労金の不支給)

第7条 本会は、役員に対し、退職慰労金を支給しない。

(報酬等の支給方法等)

第8条 常勤の理事の報酬及び賞与並びに監事の報酬は、通貨(銀行その他の金融機関の口座振込を含む。)で、直接本人にその全額を支払うものとする。

2 前項の規定に関わらず、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から控除について同意がなされた厚生会費等については、報酬等から控除して支給する。

3 常勤の理事の報酬及び監事の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

4 学識経験者たる非常勤の理事の報酬は、理事会出席等の都度、支払うものとする。

(費用の支給)

第9条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その実費を支給するものとする。

2 常勤の理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(公表)

第10条 本会は、この基準をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、総会の決議を経て行う。

(細則)

第12条 この基準の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、監事の報酬に関する事項は、すべての監事の合意により別に定める。

附 則

この基準は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人全国市有物件災害共済会定款案（抄）

（報酬等及び費用）

- 第 26 条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び本会が行う事業に関し学識経験のある者の中から選任された非常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
 - 3 理事及び監事に対しては、その職務に要する費用の支払いをすることができる。
 - 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。